

# 平成19年度税制改正について

先月に続き、税源移譲による税額の変更例を紹介します。

年金所得者（不動産所得あり） 本人65歳以上、配偶者あり（70歳未満）

【年金収入200万円、不動産所得11万円 社会保険料は年金収入の8%として考えた場合】

	税源移譲前 (円)		税源移譲後 (円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税
不動産所得①	110,000			
年金収入	2,000,000			
年金所得②	800,000			
総所得③ (① + ②)	910,000			
社会保険料控除	160,000	160,000	160,000	160,000
配偶者控除 A	330,000	380,000	330,000	380,000
基礎控除 B	330,000	380,000	330,000	380,000
控除額計④	820,000	920,000	820,000	920,000
うち人的控除 (A + B)	660,000	760,000	660,000	760,000
人的控除の差	100,000		100,000	
課税所得⑤ (③ - ④)	90,000	0	90,000	0
税率⑥	5%	10%	10%	5%
税額⑦ (⑤ × ⑥)	4,500	0	9,000	0
調整控除⑧			4,500	
住民税 + 所得税	4,500		4,500	

- 調整控除⑧は、総所得③が200万円以下の場合、人的控除の差と課税所得⑤の小さい金額の5%となります。この調整控除の額は、税額⑦から差し引きます。
- 平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されています。また、平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に適用されていた老年者控除（48万円）が廃止されています。

【問合せ】税務課 内線261・262

## 青色申告会より

6月13日(水)14:00より15:30まで、湯河原町商工会館にて地方税等改正説明会を開催します。

- 主な内容
- ・ 所得税の主な改正点について
  - ・ 県民税の超過課税について
  - ・ 住民税の主な改正点について

入場無料

問合せは、社団法人小田原青色申告会 業務課 ☎24-2613